

## パブリック・コメント実施結果

### 1 対象となる政策等

大垣市公契約条例（素案）

### 2 意見の募集期間

平成28年1月4日（月）～1月29日（金）

### 3 提出された意見及び市の考え方

（意見提出者：25名、意見提出件数：36件）

| 意見提出者№         | 意見№            | 意見の概要  | 市の考え方  |
|----------------|----------------|--|--|
| 1～17           | 1～17           | 素案に賛同します。  | 早期の条例化を目指します。  |
| 18<br>24<br>25 | 18<br>29<br>32 | どの公契約から対象とするのか明記してはどうか。  | 「この条例は、平成28年4月1日から施行する」を「この条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に締結する公契約について適用する。」に修正します。  |
| 18             | 19             | 公契約の締結時に条例をPRするパンフレットを配布してほしい。条例のPRをしっかり行ってほしい。                                      | 有効なPR方法の一つとして検討していきます。<br>また、条例施行後、PRに努めてまいります。  |
| 18<br>22<br>25 | 20<br>26<br>33 | 第14条に「市長は、適正な労働条件の確保のため必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。」と規定されているが、対象となる契約は何か。 | 全契約を対象にすることや少額なものを含めることは極めて実施が困難ですので、随意契約を除き、原則、予定価格が500万円以上の工事の請負契約、工事に伴う設計及び調査等の業務委託、警備や清掃の業務委託契約について、事業者に対して報告を求め、調査を行う予定です。<br>なお、下請負者や労働者から通報があった場合は、再度、事業者に対して報告を求め、調査を行う予定です。 |

| 意見提出者No.             | 意見No.                | 意見の概要   | 市の考え方   |
|----------------------|----------------------|---|---|
| 18<br>22<br>24<br>25 | 21<br>27<br>30<br>34 | 第14条に規定されている事業者を求める報告内容はどのようなことを考えているのか。                        | <p>事業者の負担のならないような形で報告を求めたいと考えております。</p> <p>報告内容につきましては、労働条件全般に関することをはじめ、賃金に関すること、労働安全衛生に関すること、下請負者の労働者の適正な労働条件の確保に関する下請負者への要請指導等に関すること、業務に従事する労働者の最低労働賃金単価を考えております。</p> |
| 18<br>20             | 22<br>24             | 今まで以上に市内事業者を活用してほしい。  | <p>条例（素案）の規定のとおり、市内事業者の一層の育成を図るため、今後も市内事業者の積極的な活用に努め、市内事業者の受注機会の確保を最優先に考えていきます。</p>   |
| 21<br>23             | 25<br>28             | 市内事業者だけでなく、市外業者も活用してほしい。  | <p>発注工事等の内容を考慮し、市外業者も活用していきます。</p>  |
| 19<br>25             | 23<br>35             | 事業者に対して、最低賃金法により定められた最低賃金額を上回る賃金を支払う義務（労働報酬下限額）を規定してほしい。        | <p>最低賃金法により定められた最低賃金額を上回る労働報酬下限額を規定することは、憲法、最低賃金法及び地方自治法に抵触するか否かについて、法律の専門家の間でも意見が分かれております。</p> <p>また、公契約に係る労働者と、それ以外の労働者の間で、賃金格差が発生する可能性があります。</p>                     |
| 24                   | 31                   | 事業者に対して、最低賃金法により定められた最低賃金額を上回る賃金を支払う事業者の義務（労働報酬下限額）は規定しないしてほしい。 | <p>さらに、すべての事業者が最低賃金法により定められた最低賃金額を上回る賃金を支払うことは不可能です。</p> <p>このため、現段階では、最低賃金法により定められた最低賃金額を上回る労働報酬下限額を規定することは適当ではないと考えております。</p>   |

| 意見提出者No. | 意見No. | 意見の概要                          | 市の考え方              |
|----------|-------|--------------------------------|--------------------|
| 25       | 36    | 市が工事等の予定価格を定めるときは、歩切りをしないでほしい。 | 本市では、歩切りは行っておりません。 |